

高山駅周辺まちづくり協議会 第8回民有空間検討部会議事録要旨

日時：平成17年3月2日13:30～

場所：高山市役所 中会議室（4階）

《助役挨拶》

《部会長挨拶》

《議事》

報告事項

事務局より説明

<まちづくり協議会からの意見>

第7回の部会ではガイドライン案の策定ということで、昨年11月30日に、この民有空間検討部会の母体となるまちづくり協議会にはかりました。

その協議会の中からはいくつかご意見をいただきましたのでご報告させていただきます。

- 説明は部会長が行い、委員の中からは具体性があり、例文、写真もありわかりやすいガイドラインではないかというご意見がありました。その他の意見を述べさせていただきます。
- 開口部に格子というイメージを使うという発想は面白いのではないかな。
- 色はどちらかという望ましくない色を表示したほうが良いのではないかな。
- 景観を重視するあまり、まちのにぎやかさが薄れて、見た目のきれいさだけがあると魅力がなくなる。にぎやかさを出す溜まり的な場所が必要である。ヨーロッパは建物の色や形が統一、昔の武家屋敷は統一感があるがなにか寂しさを感じる。
- 看板などで格好いいということで英語を乱用することは、高山の顔としては良くないのではないかな。
- ひらがな、漢字文字を推奨してあるが「ハローワーク」などの文字はどうするのか。
- 建物の高さの規制は資産価値の問題もあり、このガイドラインで規制することは難しい。
- このガイドラインの考えも歩道等の色など公共施設の整備に活かして欲しい。
- JRが委員としてこの中に入っていないのが残念である。今後はこのガイドラインを十分にJRに説明して欲しい。
- ガイドライン案としてはこれでいいが、このガイドラインを規制として持つのか、指導的なものにするか、協定的なものにするか、今後どの方向で進めるかが課題である。全部が規制ではなく、部分的には協定、条件付きという、強いところと弱いところもあっても良いのではないかな。

以上のようなご意見を協議会からいただきました。続きまして、高山市政策調整会議からの意見があります。高山市政策調整会議というのは、市長、助役、収入役、教育長、企画部長、財政部長等、各部課長を含めまして市のいろいろな施策の意見を交換する場です。その場に、この景観ガイドライン案もはかりました。その中での意見をご報告させていただきます。

- ガイドラインの目的が色彩などの統一感を図るならば、推奨する色が多すぎるのではないかな。
- 悪い色彩例をもっと多く表記するべきではないかな。
- 色彩の統一は難しいのならば、せめて屋根の色などは統一すべきではないかな。
- 形や高さに関するガイドラインはできないかな。

以上の意見がありました。本日もご検討いただきますのは、まちづくり協議会、高山市政策調整会議からの意見を踏まえ、ガイドライン案について一部修正を事務局のほうで行いましたので、その内容についてご審議をお願い致します。宜しくお願い致します。

《質疑等》

部会長：まちづくり協議会と高山市政策調整会議で出されている意見で、好ましくない色彩については前回の資料より、その例示を増やしています。また、望ましい色彩に関しては、分類を細かくし、実際の建材の質感から見た色彩の例を載せていただいています。

今回の資料に関してご質問・ご意見などございましたら宜しくお願い致します。

事務局：高山駅東側を撮った写真がありますので、これらを参考にして色彩を検討してきたと思います。ご存じのことと思いますが、写真を回覧しますので参考にしていただければと思います。

部会長：好ましくない色彩の備考欄に広告物などでのアクセントカラー・ポイントカラーは除くと表記がありますが、これについてはイメージの例示はしないのでしょうか。例示があるとより分かりやすくなると思います。

事務局：広告物などでのアクセントカラー・ポイントカラーとは、企業のロゴやマークの意味で表記しています。

部会長：最終的な表現では、企業のマークであるとかの具体的な表記が分かりやすく、良いかと思います。今後、このガイドラインについては、指導、協定などの方向性を議論していませんが、色彩に関しては行政の手持ち資料としてももう少し範囲の広いものにするなどは考えられていますか。

事務局：好ましくない色彩の事例はガイドラインに入れておきたいのですが、店名、企業名などはっきりと写っているものをガイドラインの冊子に入れることは避けたいと思います。

部会長：これから地権者の方が物件を計画された場合は、高山市に相談に行き、その好ましくない例を見させていただくことになろうかと思います。地権者の方から見たこの色彩のルールはいかがでしょうか。いまお話があったように、好ましくない色彩を強調していくような方向になっていますが、このルールだと厳しいとかのご意見はありませんでしょうか。

今後、地権者の方に説明するときはこの資料を使用するのですか。

事務局：この資料の使用を考えています。説明会を行うのか、個々に廻るのかについては、また検討しますが、この資料をもとに、特に看板については細かな数値が書かれていますので、看板についての理解を求めたいと思います。

区画整理区域外の方、ワシントンホテルさんをはじめ、道路の反対側の方についても資料配付や説明会をするなどでガイドラインに対しての周知をお願いしたいと思います。

部会長：このガイドライン案でまとめていくことでよろしいでしょうか。色彩について、また何かありましたら個別にでも事務局にご意見いただければと思います。

建材についてはどうされますか。

事務局：建材サンプルについては一通り取り寄せています。

部会長：建材は、見る角度や光の状態で見え方が変わってくるので、そのあたりを考慮して指導できるようにしていただければと思います。市役所の外壁レンガもその日の天候によって色の

見え方が変わっていると思います。建材については、ガイドラインの中での表現をどうするか、今後の課題と思います。

前回から色彩のルールは変わっていると思いますが、その他は変わっていませんか。

事務局：その他は変わっていません。

事務局：色彩については数値では示していませんが、看板については面積や高さなどの数値をはっきり表記していますので、これで良いか再確認していただければと思います。

部会長：色彩についてはこの方向で進めるということで、つぎに、広告物のルールについてはいかがでしょうか。

事務局：まちづくり協議会の中では、広告物については、利益・収益を上げている方もいるだろうということで、そういった方々にも理解を求めて進めて欲しいとの意見がありました。

部会長：ここまでしっかりとした広告物のルールをつくと、先程の参考写真のようなものがだいぶ減ってくると思います。高さや面積比などが皆様の事業をする上で、この内容で良いかがでしょうか。

委員：突出広告は、天端 7m 下端 2.5m について、私も意識しながら建物の計画を進めてきた。設計士との連絡が不十分だったかもしれないが、3 階建の建物の場合、天端 7m の場合バランスが悪いので今回は 20cm 程度上に出る可能性がある。突出幅は 45cm で計画している。

事務局：広告物の視認性では、歩行者からの視認性では 2 階ぐらいの高さ、3 階となると車へのサインとして向いています。20cm 程度であれば問題ないのではないかと思います。高さ設定の目的としては、ある程度揃った街並みを意識しています。

委員：看板屋との打ち合わせでは、色見本を持っていたので、このガイドライン案にある濃い緑の下地にして白抜きとして考えた。

部会長：風致地区などでは、看板屋さんが勉強会を行い、良い色・悪い色などについて議論していると思いますが。

委員：タイルの選定は、サンプルで見ると実際の建物で見るとでは雰囲気が変わるが、このガイドライン案の範囲におさまっていると思う。

部会長：開口部に格子のデザインを取り入れる事項やその他工作物や灯りのルールは啓発的な表現となっています。厳しい表現ではなく、やわらかい表現になっていますがよろしいでしょうか。

ガイドラインの「案」が外れるのはいつ頃を予定していますか。

事務局：まずは町内、区域内の方々に説明したい。これまで、道路の反対側の方々に説明をしていないので、個々にまわるなどで、このガイドライン案についての意見を聞きたいと思います。その後に「案」が外せる時期がくると思います。区域内での建築は始まっていることから、早い時期にガイドラインとして進めていきたい。来年度には、再度一回、委員の皆様にご集まっていただくことになろうかと思います。

部会長：目安としては、平成 17 年の 5 月頃に「案」を外すため、またお集まりいただくことになろうかと思います。

事務局：公共空間検討部会は、検討する案件がないということで、昨年度一回しか行っておりません。今年からは、駅前広場、街路の部分のセットバックなどについて始まってきておりますので、機会がありましたら皆様に意見を求めたいと思います。

部会長：公共空間検討部会にも、このガイドライン案を提示し、理解していただくということで良

いでしょうか。

事務局：公共空間検討部会にも、説明します。

委員：先程も話が出ましたが、このガイドラインは、規制なのか指導なのかの位置づけはどの様に考えていますか。

事務局：できれば、皆様との協議の中で指導というかたちであれば街並みもすっきりすると思います。ガイドラインですから、最初は指導というかたちで、場合により極端に酷いケースは規制になる可能性はあると思います。

委員：高山市に来て良かったと思ってもらえるようなコンセプトなど理解できますが、この会に出ていない方々への指導をどうするかが課題に思います。

事務局：地権者への説明会など行い、建築業者、設計士とも話をする必要があります。

部会長：説明会などで皆様のまちづくりの意識を高め、条例や行政からの罰則などよりは、地権者をはじめとする民間主導でまちをつくるのが望ましいと思います。

委員：前回の部会から変わったところがひとつあります。景観法が制定され、今年度6月に施行されます。景観行政団体という組織があり、都道府県・政令指定都市（岐阜市など）が該当します。それ以外にも、多治見市、各務原市がすでに景観行政団体になっております。景観行政団体になりますと、たとえば広告物の取り締まりができるなど市の行政力が活用できます。高山市では、強制的に行政が規制するのではなく、このガイドラインを守る、一緒に取り組んでいく姿勢が良いと思います。

高山市は観光のまちでもありますので、観光客がさらに増えるように頑張っていたらと思います。整備局では、シビックコア地区の中に合同庁舎の計画をしております。合同庁舎の計画を勝手に進めるのではなく、皆様の景観に関するご配慮を活かしながら、ご相談の上で進めていきたいと考えております。また、今後もまちづくり協議会などで宜しくお願い致します。

部会長：今年度の最後ということで本日進めております。その他何かご意見はありませんでしょうか。

今後のご意見、ご質問などは市の事務局宛にお願い致します。それでは、ガイドライン案の修正等の判断については部会長あずかりとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

《閉会》